（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第四十六条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人

第二条第四号中「第八項の短期入所又は第十六項の共同生活援助」を「同条第三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助」に改め、「である」の下に「医療法人又は」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二　障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

四の三　障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号中「行うものに限る。）」とあるのは「行うものに限る。）又は同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を設置し、若しくは経営する者」と、同条第四号の二中「行うもの」とあるのは「行うもの又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」とする。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第四十八条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号中「第十七条の二十四第二項第一号、第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「身体障害者更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「第二十七条第三項及び第五項ただし書」を「第二十八条第二項及び第四項ただし書」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）

五　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項

第十三条第三項に次の一号を加える。

七　障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の四

第十三条第四項中「第二十八条」の下に「及び障害者自立支援法施行令第四十三条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四十九条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、同条第三項」を「第六条の二第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「身体障害者相談支援事業若しくは同条第二項に規定する」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十二項に規定する福祉ホーム

第二条中第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十条　施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第一号に掲げる知的障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第二号に掲げる障害児相談支援事業の用に供する施設、同条第三号に掲げる身体障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第四号に掲げる精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム若しくは精神障害者地域生活支援センター又は同条第八号に掲げる障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設を整備するものについては、施行日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正後の同令第二条第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。

附　則

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　小泉純一郎
総務大臣　竹中　平蔵
財務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　小坂　憲次
厚生労働大臣　川崎　二郎
国土交通大臣　北側　一雄
環境大臣　小池百合子

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百二十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第九条ノ四第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四条第二項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第五条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「、同項第九号、第二十七号及び第二十八号に掲げる権限は」を削る。

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、同項第五号及び第六号に掲げる権限は」を削る。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、同項第十八号、第二十号及び第二十一号に掲げる権限は」を削る。

（国民年金法施行令の一部改正）

第四条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、前項第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる権限は」を削る。

附　則

この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　川崎　二郎
内閣総理大臣　小泉純一郎